

CHUGIN GLOBAL NEWS

ちゅうぎん海外ニュース

2025 APR (Vol.95)

CONTENTS

海外拠点ニュース 株式会社オーザックの取組み事例紹介	2
株式会社中国銀行 バンコク駐在員事務所	
新興国ニュース 第95回 海外最新ビジネス情報	4
株式会社東京コンサルティングファーム	
マレーシア：バジェット 2025 の続き（個人所得税関連）	8
Kato Business Advisory Managing Director（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー）	
日本国公認会計士 加藤 芳之氏	
インドネシアの新たな会計基準 「SAK Entitas Privat」の施行とその影響.....	10
PT. Bridge Note Indonesia（マイツグループ） 榮 颯馬氏	
新たなタクシー会社の参入.....	13
香港マイツビジネスコンサルティング	
2025 年度より法定休暇日が増加 ～給与計算や有給休暇取得にかかる影響の有無について～.....	15
株式会社マイツ 国際事業部 中国室室長 米国公認会計士 古谷 純子氏	
タイ最新ビジネス事情.....	18
Asia Alliance Partner Co.,Ltd. (AAP)（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー）	
ベトナムのいまとみらい <第16回> この春におススメしたいハノイ～ハノイの観光スポット案内～.....	20
Nippon MIRAI Company Limited Hanoi Office Branch Director 社会保険労務士 山本真佑	



株式会社 中国銀行
岡山県岡山市北区丸の内1-15-20
TEL:086-234-6539
香港支店 cbk_hkbr@fr-chugin.jp
シンガポール支店 cbk_sgrep@fr-chugin.jp
ニューヨーク駐在員事務所 cbk_ny@fr-chugin.jp
上海駐在員事務所 cbk_sh@fr-chugin.jp
バンコク駐在員事務所 cbk_bang@fr-chugin.jp

- ・本情報は、作成時の情報に基づくもので一部内容に変更がある場合があります。
- ・本情報は、信頼できる資料により作成しておりますが、当行がその正確性、安全性を保証するものではありません。
- ・本情報は、当行都合により通知なしに内容の変更・中止を行うことがあります。
- ・本情報は、法律の定めのある場合または承諾のある場合を除き、複製・複写することはできません。
- ・本情報は、お客さまへの情報提供のみを目的としたもので、取引の勧誘を目的としたものではありません。お取引に関する最終決定は、お客さまご自身の判断でなされますようお願い申し上げます。
- ・本情報についてのご照会は、最寄りの中国銀行の本支店、国際部または海外駐在員事務所までお願いします。

海外拠点ニュース

株式会社オーザックの取組み事例紹介

株式会社中国銀行 バンコク駐在員事務所

中国銀行バンコク駐在員事務所の大槓と申します（2025年4月、国際部に異動）。2022年5月にタイに赴任して約3年。アクティブに業務にチャレンジしたいと考え、この3年間で様々な業務に取り組んでまいりました。

今回は、当行お取引先である株式会社オーザック様の事例について紹介します。

株式会社オーザック様（以下「当社」と記載）の当社は広島県福山市、創業は1945年。ワイヤーロープ用ロープ端末金具、産業機械用吊り具等の設計及び製造販売を行う企業です。

「人の力で、支えるを創造し、社会を調和させる」とのPurpose（社会における存在意義）のもと、本業への取組みはもちろんのこと、「チャレンジの源泉は社員の幸せから生まれる人の力」との考えから、従業員の働きやすさ向上やダイバーシティへの取組みも従来から積極的に行われています。特に、残業時間の削減や男性を含む育児休暇制度を実施して従業員の高い満足度を維持し、これにより会社全体の業績も向上されています。

また、本業を通じた日本社会への貢献に加え、近年新たな取組みの一つとして、西山社長が中心となって進められているのが「海外での販売拡大」です。当行福山南支店経由で、「当社として販売実績のあるタイで事業を更に拡大したい」とのご相談があり、当行バンコク駐在員事務所（以下「当事務所」と記載）が支援してまいりました。

具体的には、「タイ企業とのつながりはあるものの、新たな企業とのパイプも拡大されたい」とのニーズに基づき、

- ① 当事務所で複数のタイ企業を探索し当社にご紹介
- ② 複数回のオンライン面談によりお互いのニーズが合うか、当社として検討の土台に乗るタイ企業であるかを確認
- ③ 精査の結果、当社の希望に合う企業の絞り込みが出来たため2024年夏にタイに渡航し、初の対面での商談を実施

当社製品の品質の高さや競争力がタイ企業に評価され、前向きに取扱可否を検討されることになりました。

現地訪問の重要性を感じられた西山社長は、商談がさらに進展した2025年冬に2回目のタイ出張を実施され、価格目線の最終確認と社長決裁をクリアすることが出来れば取引開始可能、との回答を得ることに成功されました。



※タイ企業と商談中の西山社長

当社のお取組みを当行が継続して支援させていただける理由について、西山社長に伺ったところ、「これまでの福山南支店とのつながりや信頼関係、当社の情報の蓄積もあり、行内で連携して対応してくれるから安心感がある」、「コンサルに依頼すると最初から費用が高額になりがちであるが、中国銀行に依頼するとスモールスタートで試行錯誤しながら取組めるから良かった」とのお言葉をいただきました。

当行国際部、海外拠点ではお客さまの海外展開の支援に力を入れています。何かお困りのことがありましたら、是非お取引のある支店にご連絡いただければ幸いです。

バンコク駐在員事務所

所在地：

689 Bhiraj Tower at Em Quartier
Room no.1901-UnitA, 19th Floor,
Sukhumvit Road, Klongton-nue,
Wattana, Bangkok 10110, Thailand
TEL : +66-2-261-2676
FAX : +66-2-261-2677

新興国ニュース

第 95 回 海外最新ビジネス情報

株式会社東京コンサルティングファーム

今回はインド、インドネシア、タイの最新情報をお届けいたします。ぜひご一読ください。

~インド~

■2025 年予算案：個人所得税制の改革

インド政府が発表した 2025 年度予算案で、個人所得税制に画期的な変更が加えられることになりました。最も注目すべき改革は、年間所得 120 万ルピーまでの個人に対する実質的な非課税措置の導入です。

1. 新制度のポイント

この新制度は、基礎控除額の引き上げではなく、所得税法第 87A 条の還付制度を拡大することで実現されます。基礎控除額自体は 40 万ルピーのままですが、還付制度により、対象となる納税者は実質的に税負担がゼロとなります。

2. 適用対象と制限

対象者：

- 居住者である個人納税者のみ
- 非居住者は対象外
- ヒンドゥー未分割家族（HUF）は対象外

注意点として、上場株式の短期キャピタルゲインなど、特別税率が適用される所得については還付対象外となります。そのため、たとえ総所得が 1,200 万ルピー以下でも課税される可能性があります。

3. 限界控除制度の導入

新制度では、120 万ルピーをわずかに超える所得層への配慮も行われています。限界控除制度によ

り、課税所得が 120 万ルピーを超える場合でも、超過分のみ課税されるよう調整されます。この措置は約 127 万ルピーまでの所得に適用可能です。

4. 控除対象項目

新税制での主な控除：

- 給与所得者に対する 75,000 ルピーの標準控除
- TOKYO CONSULTING FIRM ニュースレター
- 雇用主による国民年金制度（NPS）への拠出金
- 通勤手当
- 障害者手当

5. 今後の展望

この改正により、インドの中間所得層の税負担は大幅に軽減されることが期待されています。ただし、投資所得がある場合は、特別税率の適用により還付制度の恩恵を受けられない可能性があるため、慎重な税務計画が必要です。

なお、政府は特別税率所得の取り扱いなど、一部の詳細について今後さらなる明確化を発表する予定としています。納税者は、これらの追加ガイドラインにも注意を払う必要があります。

■【新税制のメリットとデメリット：効果的な節税戦略】

財政法によって導入された新税制は、申告手続きを簡素化し税率や税区分を削減しました。一方で、第 80C 条や住宅賃貸手当（HRA）などの従来の税制優遇措置が廃止されました。しかし、納税者が今でも利用できる控除があり、適切な税金計画を立てることで節税が可能です。

1. 新税制の現状

2024-25 年度、約 72%の納税者が旧税制より新税制を選択しました。提出された 7.28 億件の申告のうち、5.27 億件が新制度、2.01 億件が旧制度によるものでした。多くの人々は低税率と高い還付金を理由に新制度を選択していますが、住宅賃貸手

当、休暇旅行手当、第 80C 条の優遇措置などが廃止されたため、新たな節税方法が必要となっています。

2. 新税制下での主要な節税オプション

○標準控除

新税制における最大の利点の一つが標準控除です。以前は納税者は 5 万円を請求できましたが、政府は 2024-25 年度から給与所得者と年金受給者に対してこれを 7.5 万円に引き上げました。

メリット:

- ・特定の投資をしなくても課税所得を直接削減
- ・税務申告時に自動的に適用
- ・適格性を得るために費用を支出する必要がない

○雇用主の NPS（国民年金制度）への拠出

所得税法第 80CCD(2) 条によれば、雇用主が従業員の NPS アカウントに拠出する金額は年間 5 万円まで非課税です。これは将来のための資金を増やすとともに、税金も節約できます。

メリット:

- ・雇用主は従業員の基本給と物価手当 (DA) の 10% (財政法 2025 年では 14%に引き上げ) まで NPS に拠出可能
- ・政府職員の場合、非課税の雇用主拠出は 14%まで継続
- ・個人の NPS 拠出は新税制下では優遇措置がなくなるが、雇用主の拠出は非課税のまま

○非課税退職金と退職給付

退職金や自主退職制度の資金は新税制下でも非課税です。

退職金免除 (第 10(10) 条) : 民間部門の従業員は最大 200 万円まで、政府職員は全額非課税

休暇換金 (第 10(10AA) 条) : 民間部門の従業員は最大 250 万円まで、政府職員は全額非課税

自主退職制度 (第 10(10C) 条) : 早期退職の場合、最大 50 万円まで非課税

新税制は多くの一般的な控除を廃止しましたが、7.5 万円の標準控除、第 80CCD(2) 条に基づく雇用主の NPS 拠出、退職金や休暇換金などの非課税退職給付を活用することで、依然として節税が可能です。これらの節税オプションを活用し、損益分岐点と控除額を比較することで、納税者は最適な財務判断を下すことができます。

~インドネシア~

■インドネシアの税務総局の制裁免除に関する決定

インドネシア財務省税務総局 (DJP) は、新しい税務システム「CORETAX DJP」の導入に伴い、納税者の適応期間を考慮して、2025 年 1 月 1 日から一定期間の行政制裁 (罰則) を免除する決定を発表しました。

本決定は、以下の法令に基づいて定められています。

インドネシア税務総局長決定 (KEP-67/PJ/2025) : 「CORETAX DJP」導入に伴う納税遅延に対する行政制裁の免除に関する規定

【主要ポイント】

1. 免除対象:
 - ・税金の支払い・納付の遅延
 - ・税申告書の提出遅延
 - ・遅延が納税者の故意ではなく、新システムへの適応期間中の混乱による場合に適用
2. 適用期間:
 - ・2025 年 1 月~3 月の税務申告・納税に関する遅延が対象
 - ・延長後の期限内に申告・納付すれば制裁が免除される
3. 対象税目:
 - ・所得税 (PPh) : 4(2), 15, 21, 22, 23, 26

- ・ 付加価値税 (PPN)
- ・ 贅沢品販売税 (PPnBM)
- ・ 印紙税 (Bea Meterai)

～タイ～

■2024年度GDP成長率の確定と推移

タイ国家経済社会開発委員会 (NESDC) は2025年2月17日、2024年の実質GDP成長率が前年比2.5%となったと発表しました。これは前年の2.6%からわずかに減速したものの、堅調な成長を示しています。

【生産部門別の動向】

農業部門：前年の2.0%増から1.0%減とマイナス成長に転じました。

非農業部門：2.9%の増加（前年は2.0%増）を記録しました。特にサービス業が3.9%増と全体を牽引し、運輸・倉庫業が9.0%増、宿泊・飲食サービス業が9.5%増と顕著な伸びを示しました。

製造業：前年の2.7%減に続き、2024年も0.5%の減少となりました。

【需要項目別の動向】

民間消費：4.4%の増加となりましたが、前年の6.9%増と比較すると伸びが鈍化しています。

総固定資本形成：前年の1.2%増から横ばいの0.0%増となり、公共投資の改善が見られたものの、民間投資の減少が影響しました。

輸出：7.8%の増加（前年は2.4%増）と大幅に加速しました。財の輸出が4.3%増、サービスの輸出が25.5%増と、特にサービス輸出の伸びが顕著でした。

【政策対応と今後の見通し】

2025年2月26日、タイ中央銀行は政策金利を0.25%引き下げ、年2.00%としています。

これは緩やかな成長と世界的な貿易リスクへの対応として行われたものです。また、財務大臣のピチャイ・チュンハバジラ氏は、2025年の経済成長率を3.0～3.5%に引き上げることを目指し、観光業の強化や農産物価格の引き下げなどの施策を検討していると述べています。さらに、4500億バーツ（約133億ドル）の景気刺激策を第2四半期に実施する計画も明らかにされました。

NESDCは、2025年のGDP成長率を2.3～3.3%（中央値2.8%）と予測しており、前回の予測（2024年11月）から変更はありません。

全体として、タイ経済は輸出の増加やサービス業の好調に支えられつつも、民間消費の鈍化や製造業の低迷といった課題に直面しています。

政府と中央銀行は、政策金利の引き下げや大規模な景気刺激策を通じて、2025年の経済成長目標の達成に向けた取り組みを強化することは期待されています。

参照：

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2025/02/3d80a84e24140fac.html>

https://www.reuters.com/markets/asia/thailand-seeks-ways-boost-growth-30-35-this-year-finance-minister-says-2025-02-27/?utm_source=chatgpt.com

■2025年5月1日入国カード「TM6 フォーム」の提出を義務化

タイ観光スポーツ省は、2025年5月1日から外国人旅行者に対し、オンライン形式の入国カード「TM6 フォーム」の提出を義務付けると発表しました。

従来の紙ベースの手続きを廃止し、デジタル化することで入国手続きの簡略化と効率化を図ります。

TM6 フォームには、氏名、パスポート番号、入国目的、滞在先住所などの情報が含まれ、観光客の管理や安全対策に活用される予定です。

同省によると、オンライン化の目的は観光客の追跡や安全性の向上であり、1 月中には関係機関との説明会を開催し、システムのデモや運用調整を行う予定であるとしています。背景には、中国人俳優のミャンマーでの拉致事件があり、政府は外国人の入国管理を強化する方針を示している一方で、2024 年の外国人旅行者増加に貢献したとして、政府は一時的な TM6 撤廃の政策を評価していました。

また、タイ政府は予定していた外国人向け入国料金 300 バーツ（約 1,200 円）の導入について、オンライン TM6 の運用安定化まで見送る可能性が高いと述べました。システムの完全な運用までには数カ月から 1 年程度かかる見通しであり、観光客の事前登録制度である「電子渡航認証」などの新たな入国手続き案も延期の可能性もあります。

株式会社東京コンサルティングファーム

インド・中国・香港・ASEAN・中東・アフリカ・ラテンアメリカなど世界 20 개국超に拠点を有し、各国への進出や進出後の事業運営についてトータルサポートを行っている。

また、新興国投資に対応したデータベース

「Wiki-Investment」を提供し、30 カ国の投資環境や会社法、税務、労務、M&A 実務といった内容を掲載。

(URL <http://wiki-investment.com/>)

さらに「海外投資の赤本」シリーズとして、インド・中国・東南アジア各国・メキシコ・ブラジルなどの投資環境、拠点設立、M&A、会社法、会計税務、人事労務などの情報を網羅的かつ分かりやすく解説した書籍を出版している。

問合せ先：f-info@tokyoconsultinggroup.com

マレーシア：バジェット 2025 の続き (個人所得税関連)

Kato Business Advisory Managing Director

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

日本国公認会計士 加藤 芳之氏

<ポイント>

- ・ 障害者の追加控除
- ・ 教育・医療保険控除の増額

<障害者の追加控除>

N子：加藤さん、今回もバジェット 2025 のお話、宜しくお願ひ致します。

加藤：はい。久しぶりに、個人所得税関連のお話をさせていただきます。

N子：宜しくお願ひ致します。

加藤：はい。まずは、障害者の追加控除です。

N子：はい。

加藤：障害者については、様々な追加控除がありますが、この度以下の通り増額されています。

● 障害のある個人納税者に対する控除額が RM6,000 から RM7,000 に増額。

● 障害のある配偶者を持つ個人納税者に対する控除額が RM5,000 から RM6,000 に増額。

● 未婚の障害児を持つ個人納税者に対する控除額が RM6,000 から RM8,000 に増額。

N子：発効日は？

加藤：2025 年度から適用です。

N子：配偶者や子供さんの場合、日本に居らっしゃる場合でも適用されるんですか？

加藤：残念ながら難しいと思います。障害者登録をする必要がありますから。

N子：なるほど。

加藤：通常の配偶者控除や子供の扶養控除なら、対象の方が日本に住んでいる場合でも控除を受ける事ができるんですが。

N子：分かりました。

<教育・医療保険控除の増額>

加藤：次に、教育・医療保険控除です。

N子：はい。

加藤：教育保険と医療保険（本人、配偶者、子供）の保険料控除についても、この度 RM3,000 から RM4,000 に増額されます。

N子：色々と細々と減税方向の措置は取られてるんですね。

加藤：まあそうですね。金額はしれてますが、2025 年度からの適用です。

N子：これは、日本で日本の保険会社に払っているものについてはどうなるんですか？

加藤：大丈夫ですよ。控除が取れるので、どんどん取って欲しいですね。マレーシアでの税金は会社負担なので、あまり関心がない方も多いかもしれませんが、マネージメントの観点からは、数人の日本人駐在員の、この様な控除をしっかりと取っていくというのは重要だと思います。

N子：その通りですね。

加藤：はい。次に、承認された民間退職年金制度（PRS）および据置年金への拠出金の控除額です。

N子：これは日本人は関係ありますか？

加藤：あまりないと思いますが、一応説明しますと、PRS への拠出金および据置年金に支払われる保険料に対する最大 RM3,000 の控除を 5 年間延長され、2030 年度まで有効となりました。

N子：良く分かりました。

加藤：次に、減税方向の話を進めますが、SSPN（国家教育貯蓄制度）の年間純貯蓄に対する最大 RM8,000 の控除を、以下の追加条件に従って 3 年間延長できるようになりました。

● 控除はどちらかの親のみが享受できる。

●高度教育のための費用を賄うことを目的とした SSPN 基金からの引き出しは、純貯蓄の計算には考慮されない。

(2025 年度から 2027 年度まで有効)

N子：これも日本人は関係ないですね。

加藤：はい。次に、保育所または幼稚園のフィーについて、RM3,000 を上限とする控除が 3 年間延長 (2025 年度から 2027 年度まで有効) されます。

日本人も OK です。

N子：はい。

加藤：最後に、電気自動車充電設備の費用に対する減税の範囲を拡大し、環境つながりで、家庭用の食品廃棄物堆肥化機の購入も対象となるようです (RM2,500 まで)。食品廃棄物堆肥化機の購入に対する控除は、下記 3 年中に 1 回のみ申請することができます (2025 年度から 2027 年度まで有効)。

N子：ありがとうございました。

NNA 隔週記事 (出所：NNA)

Kato Business Advisory (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

マレーシアに 1997 年から駐在し、マレーシア進出の日系企業に対し 20 年以上、会計・税務、経営面をサポートしています。2020 年に独立し、現在の KATO BUSINESS ADVISORY を設立。日系企業の現地進出支援を展開している会計系コンサルティング会社です。

【代表者】加藤 芳之

【社員数】9 名 (2020 年 11 月 時点)

【有資格者】6 名

【支援業務内容】

マレーシア進出支援：設立、設立後の会計・監査・税務、経営支援

設立前のご相談から設立支援、設立後の会計・監査・税務、経営支援まで幅広くサポートさせていただきます。

国際税務支援：移転価格対策等

移転価格対策等、海外展開している日系企業が抱える税務リスクをトータルにサポートさせていただきます。

間接税支援

マレーシア特有のセールス・サービス税や不動産譲渡益税等につき、長年の実績をベースにサポートさせていただきます。

M&A 支援：バイサイド、セルサイド、財務 DD 対応

会計事務所系コンサルティング会社だからこそできるサービスを提供させていただきます。

—お問い合わせ先—

KATO BUSINESS ADVISORY SDN BHD

N-6-10, The Gamuda Biz Suites, No.12, Persiaran Anggerik Vanilla, Kota Kemuning, 40460 Shah Alam, Selangor, Malaysia

Kato@kato.com.my

携帯：+60-12-371-0369

インドネシアの新たな会計基準

「SAK Entitas Privat」の施行とその影響

PT. Bridge Note Indonesia (マイツグループ)
榮 颯馬氏

2025年1月1日、インドネシアでは新たな会計基準「SAK Entitas Privat (SAK EP)」が施行されました。この基準は、従来の「SAK Entitas Tanpa Akuntabilitas Publik (SAK ETAP)」に代わるもので、国際財務報告基準(IFRS for SMEs)に基づきながら、インドネシアのビジネス環境に適応した形で導入されました。本記事では、SAK EPの特徴、国際基準や日本基準との比較、そして企業への影響について詳しく解説します。

SAK Entitas Privat (SAK EP) とは？

SAK EPは、一般的な財務諸表を外部ユーザー向けに作成する非公開企業(Privat Entities)を対象とした会計基準です。中小企業や非上場企業に適用されるもので、財務報告の透明性を高めることを目的としています。

● SAK EPの背景と目的

従来のSAK ETAPは、インドネシア国内で独自に制定されたもので、国際基準との整合性が十分に取れていませんでした。これが、外国投資家や国際金融機関との取引において障害となることが指摘されていました。

そこで、新基準SAK EPでは、IFRS for SMEsをベースにすることで、国際会計基準との親和性を向上させ、海外投資を促進し、財務情報の比較可能性を高めることを目指しています。

SAK EPの主な特徴と変更点

SAK EPの導入により、企業の会計処理にはいくつかの重要な変更が生じます。

1. 連結財務諸表の義務化

従来のSAK ETAPでは、子会社を持つ企業であっても、連結財務諸表の作成が必須ではありませんでした。しかし、SAK EPでは一定の要件を満たす企業に対して連結財務諸表の作成が義務付けられ、財務情報の一貫性が向上します。

2. 収益認識基準の変更

SAK EPでは、IFRS 15(収益認識基準)に準拠した「5ステップ・モデル」が採用され、収益をより正確に計上することが求められます。

I 契約の識別

II 履行義務の識別

III 取引価格の決定

IV 取引価格の履行義務への配分

V 履行義務の充足に伴う収益の認識

これにより、長期契約や分割納品の取引における収益認識のタイミングが変わる可能性があります。

3. 金融商品の会計処理の見直し

IFRS 9(金融商品)を参考にし、金融商品の分類・測定が**「公正価値評価」**にシフトすることで、貸借対照表の透明性が向上します。

国際会計基準（IFRS）および日本基準（JGAAP）との比較

項目	SAK EP (インドネシア)	IFRS for SMEs (国際基準)	日本基準 (JGAAP)
収益認識	IFRS 15 に準拠	IFRS 15 に準拠	2021 年から IFRS 15 準拠
金融商品	IFRS 9 に基づく	IFRS 9 に基づく	原則として取得原価主義 (IFRS 適用企業除く)
連結財務諸表	義務化	義務化	義務化
減価償却方法	定額法・定率法	定額法・定率法	定額法・定率法 (資産ごとに異なる)
リース会計	IFRS 16 に基づく	IFRS 16 に基づく	日本基準ではオペレーティング・リースとファイナンス・リースを区別

インドネシアの SAK EP は、IFRS for SMEs を基にしているため、国際基準との整合性が非常に高い一方、日本の会計基準（JGAAP）とは一部異なる点があります。特に、金融商品やリース会計において、日本基準は依然として取得原価主義を採用しているケースが多いのに対し、インドネシアでは公正価値評価へ移行しつつあるのが特徴です。

企業への影響と対応策

SAK EP の導入により、インドネシア国内の企業には以下の影響が生じる可能性があります。

1. 財務諸表の作成負担の増加

新たな基準に対応するため、企業は連結財務諸表の作成、収益認識の見直し、金融商品の適正評価などを行う必要があります。特に、中小企業にとっては会計処理の複雑化が課題となるでしょう。

2. 外国企業との取引の円滑化

一方で、国際基準に近づいたことで、外国投資家や多国籍企業との取引がしやすくなるというメリットもあります。IFRS を採用している企業にとっ

て、インドネシア企業の財務情報がより理解しやすくなります。

3. システム・内部統制の見直し

新基準に対応するため、ERP（統合基幹業務システム）のアップデートや、会計監査プロセスの強化が必要になる企業も出てくるでしょう。

まとめ：

インドネシアの会計基準の進化と今後の展望

SAK EP の施行により、インドネシアの会計基準は国際基準と足並みをそろえ、より透明性の高い財務報告が可能になります。

特に、連結財務諸表の義務化や収益認識基準の変更は、企業経営に大きな影響を及ぼすため、企業は適切な対応を求められます。一方で、IFRS との整合性が高まることで、インドネシア市場の投資魅力が向上するというポジティブな側面もあります。

今後、SAK EP の実施状況や企業の適応過程を注視しながら、インドネシアの会計基準がどのように発展していくのかを見守ることが重要です。企業にとっては、早期の移行準備が成功の鍵を握るでしょう。

◆Bridge Noteのご案内◆

会社名：

PT. Bridge Note Indonesia (マイツグループ)

President：古賀 晶子

住所：

Menara Ahugrah Lantai 15, Kantor Taman
E. 3. 3

Jl. Mega Kuningan Lot 8.6-8.7 Jakarta
Selatan 12950

Eメール：so-sakae@bn-asia.com

事業内容：

各種コンサルティング業務(会計・税務・法務・労務)/多言語会計システム(Bridge Note)の販売/ビザ申請手続き/会社設立/移転価格/デューデリジェンス/連結パッケージ作成

インドネシアで日系企業を中心に 150 社ほど導入いただいている「Bridge Note」は、入力が平易な多言語のクラウド会計システムです。会計業務のコスト低減、業務効率化、不正防止をお考え方はぜひご連絡下さい！システムの導入ができ、かつ、貴社の月次会計報酬の値段が下がります！

新たなタクシー会社の参入

香港マイツビジネスコンサルティング

香港運輸署は3月3日、新たにタクシー会社5社が3月末から順次営業を始めると発表しました。これまで赤・緑・青の3色で営業可能エリアを分け、ライセンスによって市場が守られてきたタクシー業界に大きな変革をもたらすことになりました。従来のタクシーと異なる点や特徴、サービス、料金、配車方法についてご紹介します。

今回の新たなタクシー制度ですが、2024年に香港におけるタクシーのサービス向上のため、営業管轄エリアを制限しないタクシーの導入が発表されたのち、申請した15社から選ばれた5つのタクシー会社に新たなライセンスが発行されました。

その5社は

- ・ Joie 樂行
- ・ Syn Cab 星群的士
- ・ Big Boss Taxi
- ・ Big Bee 大黃蜂愛心車隊
- ・ Amigo

として運営、5社で合計3500台が新たに運行を開始します。これは香港のタクシーシェアの20%を占めることになります。まずは1500台から、そして残りの2000台は3年以内に運行を開始する予定です。

従来の香港のタクシーは色で営業エリアが分けられており、「赤」が香港島と九龍、「緑」が新界、「水色」がランタオ島で、合わせて約18,000が運行しています。新たな5つのタクシーは営業エリアに大きな制限がなく、車体の色分けもありません。そしていわゆる「流し」のタクシーではなく、オンラインや電話で事前予約して配車します。料金は

従来のタクシーよりも10~20%高めで、各社により異なります。

今回のライセンス取得にあたっては、オンライン予約やホットライン、電子決済の提供が必須の条件となっていました。全車両に各種電子決済手段、GPS、ダッシュカム、安全装置、ドライバー監視システムを搭載し、利便性・安全性を確保します。また、新たに投入される車のうち半数以上を占める1,900台がEV車で、ハイブリッド車、車いす対応車も含まれます。各社の外観や特徴について紹介しましょう。

Joie 樂行

車体の色：オレンジ色

車種：中国製 MAXUS、トヨタ

車両数：800台（高級車400台、バリアフリー車100台、ハイブリッド車300台）

特徴：車内にWifiあり。リアルタイム監視システムを導入し、車の速度やルートをリアルタイムで追跡します。予約アプリは海外からの観光客が使いやすいよう中国語、英語の他にもアラビア語など複数の言語でサポート。

SynCab 星群的士

車種：中国製 MAXUS、日産

車体の色：赤色、ドア周辺が白色

特徴：7月末までに電気の高級タクシー（6人乗り）を425台導入、5年以内に5000台へ拡大する予定。香港大学と提携してAI配車システムを導入し、データ分析から最適な運賃が算出される。

Big Boss

車種：中国製 GAC Motor E9 PHEV

色：高級車は黒色、普通車はダークレッド

特徴：300台のうち30台は6人乗りのマッサージチェア装備の高級電気自動車E9、10台は車椅子対応車両、50台は4人乗りEVタクシーを予定。ホテルクラスの内装でプライベートタクシーのよ

うな気品があり、車両にはAI安全装置と24時間サービスで高いサービス品質を確保、スマホアプリは4月に運行開始予定。

Big Bee 大黃蜂愛心車隊

車種：中国製 KAIYI (凱翼)

車体の色：黄色、赤色、黒色

電気自動車で1,000台を保有、7月に運行開始予定。トランクにはスーツケースが6個収納可能で、車内には医療用救急キットも完備。システムで乗客のニーズを分析、人出の多いスポットにドライバーを誘導する。繁忙期の料金は通常の3割増とする計画、専用アプリ「Big Bee」で配車できる。

Amigo

車種：中国製 MAXUS

車体の色：蛍光ピンク色

特徴：1,000台を運行予定（メインは電気自動車400台。）AI技術を生かして監視システムや支払いシステムを強化する。タクシー上部のライトにはLEDを採用。6月から運行を開始する。

以上の5社はそれぞれ異なるコンセプトをもっており、外観の違いはもちろん、内装も従来のタクシーよりアップグレードしています。新規投入される3,500台すべてのタクシー車両にGPS、ドライブレコーダー、運転手監視システムが搭載され、ドライバーの様子やサービスを監視します。

<支払い方法>

支払い方法はOctopus、Alipay、WeChat、クレジットカードなどの複数の電子決済方法に対応しています。香港居住者だけでなく、観光客にも非常に便利です。もちろん現金も使用できます。

<タクシー料金>

アプリで配車予約する際に価格を決めるか、メーターに基づいて料金を請求することができます。

予約での料金は、従量制料金よりも安くなったり高くなったりする柔軟な料金設定が採用されています。たとえば、ピーク時には10%~20%割高になる場合があります。

<タクシー車両サービスエリア>

香港政府は新たなタクシー5社の運行エリアを制限していません。基本的に全香港（香港、九龍、新界、ランタオ島）を運行できますが、それぞれのターゲット層に基づいて、重点を置く運行エリアを定めています。たとえば、「JOIE」は主に市内のみですが、「SynCab」は全香港を運行します。

<利用方法>

専用アプリでタクシーを予約して呼ぶか、政府指定の13の「指定乗降場所」でタクシーに乗ることができます。そのうちすでに、空港、西九龍駅、国境港、フェリーターミナルにある9つの乗降場所が完成しています。

香港マイツビジネスコンサルティング

会社概要：

香港、華南地区進出の日系企業向けに会計税務、人事労務を中心に法人経営に関わる専門サービスをワンストップで提供しています。

上海を中心として中国各省にも拠点を有しており、各拠点と連携した包括的なサービス提供が可能。

—お問い合わせ先—

事務所所在地

Room 1005, 10/F Tower 2 Silvercord,
30 Canton Road, Tsim Sha Tsui, Kowloon,
Hong Kong

Tel : +852-2959-1320

E-mail : cs@myts.com.hk

URL : <http://www.myts.co.jp>

2025 年度より法定休暇日が増加 ～給与計算や有給休暇取得にかかる影響 の有無について～

株式会社マイツ

国際事業部 中国室室長

米国公認会計士 古谷 純子氏

2025 年度は、2024 年 11 月に公布された国务院令 第 795 号ⁱの改正に基づき、法定休暇日が従来よりも 2 日増加し、計 13 日になりました。これを受けて 2025 年 1 月 1 日より、人社部発「2025」2 号ⁱⁱが公布・施行され、従業員の年間、月間等の平均労働時間や、最新の月給、日給等の賃金の算定方法が確定しました。

労働日数や平均労働時間、また賃金の算定方法は、従業員給与に影響する重要事項です。本稿では、これらの規定の施行による影響に加えて、中国からの撤退時に争点となり得る年次有給休暇の取扱いも含めて解説しますⁱⁱⁱ。

1. 国务院令第 795 号の改正内容

国务院令第 795 号は法定休暇日と記念日^{iv}の取扱いを定めており、法定休暇日は 2025 年 1 月から下表の通り、計 13 日 (+2 日)となりました。

法定休暇日	日数
元旦	1 日
春節	4 日 (+1)
清明節	1 日
労働節	2 日 (+1)
端午節	1 日
中秋節	1 日
国慶節	3 日
合計	13 日 (+2)

併せて、本改正では、“全国民の休日は、合理的に調整され、年次有給休暇やその他の制度の実施と

組み合わせられて、実際には、より長い休日が形成される可能性があり”、“特別な事情を除いて、法定休暇日前後の連続した出勤は通常 6 日を超えない”との条項が追記されました。

2. 人社部発「2025」2 号の公布・施行

上記 1 の法定休暇日の増加を受け、**就業者の平均労働時間と賃金の算定方法**に関し、下表の通り、2025 年 1 月 1 日より**人社部発「2025」2 号が施行**され、旧規定（人社部発「2008」3 号^v）は廃止されました。

	現行 (人社部発「2025」2 号)	FYI: 人社部発「2008」 3 号
(1) 労働日数、 時間の計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 年間労働日数： 248 日 = 365 日 - 104 日 (休息日) - 13 日 (法定休暇日) ➢ 四半期労働日数： 62 日 = 248 日 ÷ 4 四半期 ➢ 月間労働日数 = 20.67 日 = 248 日 ÷ 12 か月 * 労働時間数の 計算： 月間、四半期、年 間の労働日数 × 8 時間(1 日当たり) 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 年間労働日数： 250 日 = 365 日 - 104 日 - 11 日 ➢ 四半期労働 日数：62.5 日 = 250 日 ÷ 4 四半期 ➢ 月間労働日数 = 20.83 日 = 250 日 ÷ 12 か月 * 労働時間数の 計算：同左
(2) 日給、時給の 計算方法	<p>労働法^{vi}に従い(中略)、雇用企業は給与を支払う。則ち、日給や時給の計算に、<u>13 日の法定休暇日を除外せず</u>、以下の通りに算定：</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 日給：月給収入 ÷ 月間給与支払日数 (以下“月給日数”) ➢ 時給：月給収入 ÷ (月給日数 × 8 時 間) ➢ 月給日数：(365 日 - 104 日) ÷ 12 か 月 = 21.75 日 	<p>同左。 則ち、日給や時給の計算に、<u>11 日の法定休暇日を除外せず</u>、以下の通りに算定：</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 日給：同左 ➢ 時給：同左 ➢ 月給日数：同左

上表(1)の通り、労働時間の計算方法に変更が加えられ、企業が定める所定労働時間の上限値は以下となります(所定労働時間の超過部分が時間外労働(残業)となります。

- 年間労働時間：8時間×248日＝1984時間
- ／四半期労働日数：8時間×62日＝496時間
- 月間労働日数＝8時間×20.67日＝165.36時間

尚、日本と同様に、中国労働法等にも労働時間の定めがあります(原則、1日8時間／週平均40時間、残業は月間36時間を超えない^{vii}等と規定)。一方、上記(2)の日給、時給の算定方法では労働法の現行条項を維持し、”労働者の法定休暇日、婚姻・忌引休暇及び法定の社会活動参加期間に対して雇用企業は法定賃金を支払う(則ち、有給扱い)”として、労働日数から法定休暇日を控除しない為、現行も月間の給与日数は21.75日であり、時給も変化しません。

3. 関連事項および留意事項

(1) 3種類の労働時間制度と残業代

中国の勤務制度には、①標準労働時間制と、業務の特性において標準的な勤務形態が実施できない際の変形労働時間制(下記②、③)があり、後者は労働行政部門の許可を経て導入が可能です^{viii}。

- ① **標準労働時間制**：中国現地法人の標準的な勤務形態です。この場合、上述の通り、日給や時給の計算方法に変更が生じない為、給与や残業代の計算方法に特段影響はないものと思われます。
- ② **不定時労働制**：日本の裁量労働制^{ix}に相当する、標準労働時間制の適用が難しい変則的な勤務形態を前提とする為、同様に本改正の影響を特段、受けません。但し、高級

管理職や営業職、タクシーや長距離運転手など、職級や職種が限定されます。

- ③ **総合計算労働時間制**：例えば、交通、航空、漁業や建築、旅行など、業務の特殊性により連続して業務を行う等に制限的に用され、週、月、四半期、年を単位として平均し、一周期内で所定労働時間の超過勤務に対して残業代を支払う建付けですが、例外的な勤務形態と言えます。

尚、残業代を支払う場合、以下が下限となります。

- 通常勤務日の残業：時給×150%
- 休日出勤(代休が手配不可の場合)：時給×200%
- 法定休暇日(代休での代替不可)：時給×300%

(2) 年次有給休暇の取扱い

国务院第514号^aに規定する“法定休暇日は年次有給休暇に算入しない”との取扱いに変化がありませんが、下表や以下等が注意点となります。

- 原則、年次有給休暇は一年度内に取得(但し、生産、作業の特性により次年度への繰越の手配が可能)
- 業務の要因により従業員の年次有給休暇を手配できない場合、日給×300%を支給(但し規定上は、従業員本人の承諾を経れば、従業員に年次有給休暇を手配しなくても可)

【年次有給休暇の年間付与日数】

累計勤務年数	日数
➤ 1年以上10年未満	5日
➤ 10年以上20年未満	10日
➤ 20年以上	15日

また、付与日数は、[前職以前を含む累計勤務年数により計算](#)^{xi}しますので、留意が必要です。

上述の通り、本稿で取上げた規定の施行による影響は限定的ですが、現地法人運営にとり適切な給与（残業代を含む）計算や勤怠管理が必要なことは言うまでもありません。しかし昨今、中国市場からの撤退（清算/持分譲渡等）時に、残業代の過少・未払いや、個人所得税額の社会保険料の過少・未納などへの対応を求められる例が見受けられ、この際には未消化の有給休暇の取扱いも重要となります。従い、適切な経営管理の観点から、改めて、上記を含めた適正な労務管理が肝要と考えます。

マイツグループ

日本国内に3拠点（東京、大阪、京都）、中国全土に10拠点（上海、蘇州、大連、瀋陽、北京、天津、成都、広州、香港）を展開しており、現地スタッフ350名体制、日中双方で事業再編のご支援をさせていただきます。日系企業から中国現地企業へ販路拡大、中国国内のグループ内再編、M&A、清算業務まで幅広く対応しております。

上記内容のお問い合わせは株式会社マイツ

【URL】：<http://www.myts.co.jp>

【TEL】03-6261-5323／【FAX】03-6261-5324

【問い合わせ窓口】

篠原（しのはら）Email：yshinoha@myts.co.jp

本資料の著作権は弊社に属し、その目的を問わず無断引用または複製を禁じます。

- ⁱ 原文 URL: [中华人民共和国国务院令\(第795号\) 国务院关于修改《全国年节及纪念日放假办法》的决定 全国年节及纪念日放假办法 2024年第33号国务院公报 中国政府网](#)
- ⁱⁱ 原文 URL: [人力资源社会保障部关于职工全年月平均工作时间和工资折算问题的通知 国务院部门文件 中国政府网](#)
- ⁱⁱⁱ 本稿の関連トピックとして華南通信【2025年1月号】を、また撤退関連はJPマイツ通信【2024年11月号】、後述の年次有給休暇関連は中国人事労務通信【2024年10月】等を併せてご参照頂きたい。URL: [ニューズレター アーカイブ | 株式会社マイツ](#)
- ^{iv} 記念日（婦人節ほか）の取扱いは本改正では変更がなく、第3条等を参照のこと。
- ^v 原文 URL: [关于职工全年月平均工作时间和工资折算问题的通知 中华人民共和国人力资源和社会保障部](#)
- ^{vi} 第51条を参照のこと。原文 URL: [中华人民共和国劳动法 中华人民共和国人力资源和社会保障部](#)
- ^{vii} 労働法(36条、41条)、[《国务院关于职工工作时间的规定》](#)を参照のこと。
- ^{viii} 原文 URL: [关于企业实行不定时工作制度和综合计算工时工作制的审批办法 中华人民共和国人力资源和社会保障部](#)
- ^{ix} 詳細は、右記 URL 等を参照のこと。URL: [裁量労働制の概要 | 厚生労働省](#)
- ^x 原文 URL: [职工带薪年休假条例 国务院文件 中国政府网](#)
- ^{xi} 第4条を参照のこと。原文 URL: [企业职工带薪年休假实施办法\(人力资源社会保障部令第1号\) 中华人民共和国中央人民政府门户网站](#)

タイ税務関連最新情報アップデート

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.(AAP)
(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

今回は Asia Alliance Partner Co.,Ltd.(AAP)より、タイの会計・税務、及び最新のビジネス情報についての情報をお届けいたします。

■ 共通仕入 VAT の VAT 非課税取引・課税対象外取引への按分

VAT の申告方法について、2月5日付でタイ歳入局より新たに歳入局施行規則 (Departmental Instruction) No.164/2568) が発出され、いわゆる三国間貿易を行う会社に対して、一部の仕入 VAT については控除対象外とされ、売上 VAT との相殺ができないことが明確化されました。

※三国間貿易とは、海外の仕入先から海外の顧客へ物品が直送され、物品がタイを経由しない(伝票のみがタイ)取引を指します。

今回発表された歳入局施行規則の概要は、以下のとおりです。

1. 三国間貿易にかかる売上取引はタイ国外取引であり売上 VAT は課税されないため、当該取引に直接紐づいて発生した仕入 VAT は、売上 VAT の相殺対象から除外する。

(※対象となった仕入 VAT がある場合、仕入 VAT として申告できず仕入側 (企業側) のコストとする。)

2. 三国間貿易による売上有る場合、国内取引等と共通して生じる費用から生じる仕入 VAT についても、売上 VAT の相殺対象から除外する。(※一般管理費など、タイ法人を運営する上で発生する費用から生じる仕入 VAT のうち、売上全体に占める三国間貿易割合分は売上 VAT の相殺の対象とすることができず、仕入側 (企業側) のコストとする。)

例) 5月の課税月において、VAT 納税登録者である企業 A は、タイ国内における物品販売から 16 百万パーツ収益を得るとともに、販売契約に基づき外国で出荷される物品の販売 (VAT 課税対象外取引)により 4 百万パーツの収益(合計収益の 20% に相当)を得た。

その後、企業 A には、どの事業に対応するかを特定できない仕入 VAT 1 百万パーツが発生した。そのため、企業 A は、まず事業収益の比率である 20%に基づき、VAT 課税対象外取引に対応する仕入 VAT を 200,000 パーツと計算し、その後、その残余の仕入 VAT 800,000 パーツを当該課税月の VAT 税額の計算において控除に使用することができる。

計算式 共通仕入 VAT : 1,000,000 パーツ × 20%
(収益比率) = 200,000 パーツ (課税対象外取引分)

残余の仕入 VAT : 1,000,000 パーツ - 200,000 パーツ = 800,000 パーツ (VAT 課税取引に対応する共通仕入 VAT)

この 800,000 パーツを VAT 申告書上の控除額として適用する。

今後 VAT 申告実務において「物品が外国間で動く取引」に対応する共通仕入 VAT の按分額は、「売上 VAT から控除できない」ことが徹底されることとなりますので留意が必要です。

※詳細は以下リンクよりご確認ください。(タイ語)

[TAX-EZ](#)

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

Asia Alliance Partner は 2004 年タイにて設立以降、既進出日系企業や新規進出企業向けに進出前のご相談対応から、進出手続代行、進出後の日々の会計税務法務支援、年次法定監査までワンストップでサービス提供しており、在タイ日系企業向けコンサルティング会社としては最大規模で運営しております。

—お問い合わせ先—

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.

1 Vasu 1 Building 12 Floor, Soi Sukhumvit 25,
Sukhumvit Rd., Klongtoey-Nua, Wattana, Bangkok
10110

【Mail】 info@aapth.com

【URL】 <http://www.aapth.com>

ベトナムのいまとみらい <第16回>

この春におススメしたいハノイ ～ハノイの観光スポット案内～

みらいコンサルティンググループ

Nippon MIRAI Company Limited

Hanoi Office Branch Director

社会保険労務士 山本真佑

4月、ベトナムは、春の終わりと夏の始まりが重なる季節を迎えました。そして南北でその風景が異なることも特徴の一つです。

ハノイでは、春の花が咲き誇り、街中が華やかな空気に包まれます。一方ホーチミンでは、本格的な暑さの訪れとともに、南国らしいエネルギーに満ち、祭りやイベントも多く行われ、街全体に活気が溢れます。

これまでもお伝えしてきましたが、ハノイとホーチミンは、まるで別の国のように文化や人々の性格が異なり、それぞれに独自の魅力があります。「古き良きベトナム文化」を感じられるハノイと、「新時代を取り入れていく」ホーチミン。私は、どちらの都市も心の底から大好きなので、どちらか一方を選ぶことはできません！本当に魅力的な都市です。

今回は、先日ハノイでお客様をご案内する機会がありましたので、ハノイの観光スポットをルートに沿ってご紹介いたします。

皆さまがハノイ観光をされる時の参考にしていただければと思います。

1. 世界文化遺産「タンロン遺跡」

ハノイ中心にある世界文化遺産「タンロン遺跡」。11世紀、李朝の初代皇帝・李公蘊が遷都し、「タンロン（昇龍）」と名付けた歴史ある場所

です。見どころは「ドアン門」と「キンティエン殿の龍の階段」です。



2. ベトナム最古の大学「文廟」

「タンロン遺跡」からほど近い「文廟」は、孔子を祀る儒教の廟であり、かつての科挙制度の中心地。82枚の石碑や10万ドン紙幣の建物が見どころです。



3. ハノイの混沌「ドンズアン市場」

東へ移動すると「ドンズアン市場」。ベトナム特有の混沌とした雰囲気味わえ、現地のリアルな生活が垣間見えます。



4. 旧市街地の街並みと夜の賑わい

南下すると旧市街の風情ある街並みが広がります。夜には道端にプラスチック椅子が並び、人々の活気が溢れる中で飲む「サイゴンビール」は格別です。



5. 伝統文化の「水上人形劇」

ホアンキエム湖周辺で鑑賞できる「水上人形劇」は、伝統楽器の生演奏に合わせた人形劇で、言葉がわからなくても楽しめます。



6. SNS 映えスポット「トレインストリート」
線路沿いにカフェが並ぶ「トレインストリート」は、列車が間近を通り抜けるスリルが魅力です。



7. 郊外の「クアン・フー・カウ線香工芸村」
ハノイ市内から約1時間の距離にある「クアン・フー・カウ線香工芸村」では、線香づくり体験や美しい光景が楽しめます。



ハノイは古き良きベトナム文化が色濃く残る街。訪れた際には、ぜひその魅力を体感してみてください！

◆みらいコンサルティングベトナムのご案内◆

ベトナム進出のご相談先：

みらいコンサルティングベトナム ハノイ支店
8F, Vinafor Building, 127 Lo Duc, Hai Ba Trung,
HaNoi, Vietnam

山本 真佑

Shinsuke Yamamoto

yamamoto-s@miraic.jp

「グローバルビジネス支援」サイト URL

<https://miraic-global.jp/>

事業内容：

みらいコンサルティングベトナムでは、ベトナムでのビジネス事情に詳しい日本人コンサルタントが日越両国拠点からご支援します。市場調査から法人設立、会計・税務支援に加え、ベトナム企業との各種マッチングや、在ベトナム日系企業が抱える労務・人事問題への支援、現地法人への日本親会社からの内部統制など、あらゆる課題におこたえします。